**五所川原ＰＲキャラクター「ごしょりん」使用取扱要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、五所川原ＰＲキャラクター「ごしょりん」（以下「ごしょりん」という。）のイラストが、五所川原地域ブランド推進啓発及び五所川原市のイメージ向上に効果的に使用され、そのイメージが歪められることがないようにするため、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この要領において、「ごしょりん」とは、別表に掲げるキャラクター及びこれを展開したものをいう。

（使用承認の申請等）

第３条　ごしょりんを使用する者は、あらかじめ「ごしょりん」イラスト・画像使用許可申請書（様式第１号）を五所川原市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（１）五所川原市の事業等で使用するとき

（２）その他市が適当と認めたとき

２　使用期間は、使用の承諾を受けた日から起算して１年を経過する日以後

の最初の３月３１日までを限度とする。ただし、使用期間を更新すること

は、これを妨げない。

（使用承認）

第４条　市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

（１）五所川原市のイメージを損なう恐れがあるとき

（２）法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき

（３）特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているよう

な誤解を与え、又は与える恐れのあるとき

（４）消費者や利用者の利益を害すると認められる場合

（５）営業または販売物に使用する場合。ただし、あらかじめ五所川原市と協議し、許諾を得たものは除く。

（６）その他、市長が不適当と認めるとき

２　前項の承認は、「ごしょりん」イラスト・画像使用許可書（様式第２号）

により行うものとする。

（使用料）

第５条　ごしょりんの使用は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第６条　ごしょりんを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）承認された用途のみに使用し、市長が指示する使用条件に従うこと

（２）承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと

（３）定められた色及び形式などを正しく使用すること

（４）当該承認に係る見本品等を速やかに市長に提出すること。ただし、提

出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができ

る。

（承認内容の更新）

第７条　ごしょりんの使用承認を受けた者が、承認された内容について更新しようとするときは、あらかじめ「ごしょりん」イラスト・画像使用更新申請書（様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の承認は、「ごしょりん」イラスト・画像使用更新許可書（様式第

４号）により行うものとする。

（承認の取消し）

第８条　市長は、ごしょりんの使用が本要領及び承認内容に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

　２　前項の承認の取消しは、「ごしょりん」イラスト・画像使用承認取消通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（責任の制限）

第９条　前項の規定により、ごしょりんの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

２　ごしょりんの使用承認を受けた者がごしょりんの使用によって第三者に

対して損害または損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その

他法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第１０条　この要領に定めるもののほか、ごしょりんの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成２６年５月３０日から施行する。

附則

この要領は、平成３０年１０月１２日から施行する。

附則

この要領は、令和元年９月３日から施行する。

（別表）

